野生きのこの出荷・販売に関する

重要なお知らせ

野生きのこを採取・出荷・販売されている皆様へ

只見町産の野生きのこから、食品衛生法の基準値を超える放射性物質が検出されましたので、**只見町産の野生きのこ全種類について、出荷・販売を差し控えるようお願いします。**

・平成25年10月1日から、**只見町産の野生きのこ全種類が出荷制限**の対象となります。これに伴い、**只見町産の野生きのこは、既に基準値以下と公表された品目であっても出荷制限**の対象となりますので、注意してください。(**採取した野生きのこを宿泊施設や食堂などで、食事として提供することも自粛するようお願いします。**)

・今回出荷が制限されるのは、野生きのこのみで、栽培きのこについては出荷制限の対象とはなりません。

・なお、南会津町及び檜枝岐村の野生きのこ並びに南会津郡内の栽培きのこについては、今シーズンの県のモニタリング検査で安全が確認されてから、出荷・販売するようお願いします。(下郷町の野生きのこについては、既に出荷制限の対象となっています。)

○県内の制限情報等、検査の結果は県のホームページにも掲載しています。

■問合せ先　南会津農林事務所 森林林業部　TEL 0241-62-5375

只見町役場　産業振興課　TEL 0241-82-5230